

○ 行平省令財務省告示第百四十五号  
平成二年五月十八日告示する。昭和五十七年大蔵省令第十三号  
条件等を次年四月とおり告示する。昭和五十七年大蔵省令第十一項の規定に基づき、

二 一 行平省令財務省告示第百四十五号  
の法発号名称及び根拠記  
条律行稱及び根拠記  
項及のび根拠記  
の法発号名称及び根拠記

四 三 二 一 行平省令財務省告示第百四十五号  
發行方法の適用振替法の法発号名称及び根拠記  
社債、株式等の振替法の法発号名称及び根拠記  
（平成十三年法律第七十五号）  
第一項の規定に基づき、

のし定あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財回利付  
決、めつ入入。<sup>。</sup>へ格替適下（平成十三年法律第七十五号）  
定価らて札札に以を機用「振替法」の法発号名称及び根拠記  
を格れれたと發よる「争は受けける価に日けるも」の法発号名称及び根拠記  
受け競争利入率競にと行格付本銀もとの法発号名称及び根拠記  
た各札を申にそのにう。下入行ととにう。の法発号名称及び根拠記  
込おのみいのにる、「札わすしし」との法発号名称及び根拠記  
のて利お入価価「れる、の規則」の法発号名称及び根拠記  
応募率い札格格とる。その定の法発号名称及び根拠記

## 五

ハロイ  
方募

・別債行争非者特国札非  
第参市及入価・別債発競  
II加場び札格第参市行争  
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のによ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
札特の者財後格競債め別つ入るらを  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
行参よと大行入札特の者財同行に価額  
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に  
と者発応がれの行参よと大にとるをよ  
い・行募各るう第へ限國入募一加るに臣行い發そり  
。II以度債札のい・行募各れ。(以發重  
非下額市札のい・行募各れ。(以發重  
価一を場で決う第へ限國る、  
格国定特あ定。I以度債入価一価均  
競債め別つを及非下額市札格非格し

者 特 国 行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入 價
・ 別 債 入 價 ・ 別 債 発 競		札 格 行 札 格
第 参 市 札 格 第 参 市 行 争		發 競 發 競
II 加 場 發 競 I 加 場 入		行 争 額 行 争

た 条 特 で た 条 特 億 は づ 律 度 千 額 發 律 の に 億 つ 定 う 億 額  
 利 第 別 二 利 第 別 五 利 第 別 八 、 き 第 予 八 面 行 第 公 必 三 い に ち 円 面  
 付 一 会 千 付 一 会 億 付 一 会 千 額 發 四 算 百 金 し 二 債 要 千 て 基 、 金  
 国 項 計 百 国 項 計 三 国 項 計 二 面 行 十 分 七 額 た 条 の な 九 は づ 財 額  
 債 の に 八 債 の に 千 債 の に 百 金 し 六 、 十 で 利 第 百 、 き 政 で  
 に 規 關 八 債 の に 百 金 し 六 、 十 で 利 第 百 、 き 政 で  
 つ 定 す 十 に 規 關 十 額 た 条 特 万 一 付 一 行 源 二 額 發 法 二  
 い に る 八 つ 定 す 円 つ 定 す 万 で 利 第 別 円 兆 国 項 の の 十 面 行 第 兆  
 て 基 法 億 い に る い に る 円 四 付 一 会 へ 九 債 の 特 確 万 金 し 四  
 、 づ 律 円 て 基 法 、 づ 律 て 基 法 千 国 項 計 平 千 に 規 例 保 円 額 た 条 千  
 額 き 第 、 づ 律 額 き 第 、 づ 律 五 債 の に 成 百 つ 定 に を 、 で 利 第 七  
 面 發 四 額 き 第 額 き 第 百 に 規 關 二 十 い に 関 図 財 千 付 一 百  
 金 行 十 面 發 四 七 つ 定 す 十 六 て 基 す る 政 九 国 項 九  
 額 し 六 金 行 十 十 い に る 四 億 は づ る た 運 十 債 の 十  
 額 し 六 額 し 六 九 て 基 法 年 七 、 き 法 め 営 八 に 規 五

十 ロ イ 一 發	九 八	二	ハ ロ イ イ 払	七
國札非入価發 債發競札格行行 市行争發競価 場、入行争格日	振額最 替額 單面 位金	低行争非者特國行争非者特國札非入価込 入価・別債入価・別債發競札格入 札格第參市札格第參市行争發競金 發競II加場發競I加場入行争額發競	行争非 入価 金 額	行争非 入価 札格 競
額上額	平す額の振	五	円二	五十二
面の面	成るの記替	万	千	億七兆
金そ金	二。整載法	円	百	三万四
額れ額	十数又の	四	九	千円千
百ぞ百	五倍は規	十	十七	八百
円れ円	年年の記定	五	一十九	四十
にのに	四金録に	億	三	十二
つ応つ	月額はよ	二	二十九	億
き募き	十に、る	千	五	一一
百価百	八よ最振	百	八千	億
円格円	日る低替	三	百	二
十十	も額口	十	二	千
十五錢	の面座	万	二十	百
錢錢	と金簿	円	万	五

の経利入価・別債行争非者特  
払過札格第参市及入価・別  
込利発競Ⅱ加場び札格第参  
み子率行争非者特国發競I加

(二)

額け住よるがをじ額よに座も係  
る者り場非発たにりつにのる  
所又算合居行金百算い記と所  
得は出に住時額分出て載し得  
税外しは者にへのしは又て税  
の国た、又おた二た、は振が  
税法金前はいだ十金前記替源  
率人額記外てし・額記録口泉  
をがに(一)國取、三か(一)さ座徵そ  
乗適当の法得当一らのれ簿収の  
じ用該算人す該五當算る中さ利  
たを非式でる國を該式ものれ子  
金受居にあ者債乗金にの口るに  
)を控除することができ  
る。

(一) 年  
む十式は○  
も号に、募・  
のにより払入三  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{29}{365}$$

二十九十八七六十五十四

払者入払元償償後第  
込札場利還還の二期  
期參所金金期利期  
日加支額限子以初  
期利子

平財日額平利てを毎  
成務本面成子、支年  
二十大銀金三をそ払三  
臣行額十支の期月  
五から百年払日と二  
年円三う以し十  
四通知に月。前、日  
月知つ二六各及  
十をき十月支び  
十八受百日間払九  
日け円に期月  
た者屬に二  
じおうる、算を  
じいへと支出支  
。て以き払し払

規下は期た期平  
額面金額× $\frac{0.3}{100 \times 2}$  定、が金と成  
す次そ銀額し、十  
る号の行支次  
期及翌休支年  
日び営業の年  
に第業う算九  
つ十日。式月  
い六にに二  
て号支だよ十  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
じいへと支出支  
。て以き払し払